

笠間市立幼保連携型認定こども園の公私連携法人候補者決定について

平成28年度に策定いたしました「公立保育所及び幼保連携型認定こども園民営化方針」に基づき、笠間市立（かさまこども園・いなだこども園）2施設の管理及び運営について、民間法人を選定するため公募型プロポーザルを実施し、法人候補者を決定いたしました。

今後『公私連携法人候補者』と仮協定書を締結し、9月議会に財産貸付に関する議案を上程してまいります。

1. 募集条件

法律の規定により設立された学校法人で、平成30年4月現在、茨城県内の法人で、県内において認可定員200人以上の幼保連携型認定こども園を3年以上管理運営していること。ただし、市内の認可定員200人以上の幼稚園型認定こども園を3年以上管理運営している法人も対象とする。

2. 運営条件

(1) 用地及び園舎等の貸付

- ・用地は、笠間市行政財産使用料条例に基づき算定した概ね年額670万円とする。
- ・園舎及び遊具・備品・付帯設備等は無償貸付とする。

(2) 教育内容の継続

- ・現在の教育・保育指導計画等を原則継承し、在園児への影響を最小限にする。
- ・PTA等の組織継続と活動支援及び活動の場を提供する。
- ・年間行事は、現在の行事を継続し、新たな行事に取り組む場合は保護者を含め協議する。

(3) 運営に関する経費

- ・一時預かり保育・延長保育・預かり保育・病後児保育・給食費等の利用者負担額は、移行前の額と同額とし、変更する場合は、市と事前協議する。
- ・設備、備品、遊具等の修繕は、運営法人が負担し、建物本体の修繕費は、規定額以上は、運営法人負担とする。
- ・光熱水費や施設の保守点検など維持管理に関する経費は、運営法人負担とする。

3. 主な審査項目

- (1) 法人の状況：応募の動機、法人の基本理念や基本方針、現在運営中の施設の状況
- (2) 園の運営：教育・保育計画、開園時間、苦情処理、子育て支援、給食の提供
- (3) 職員体制：職員の配置や引継、職員の資質の向上、管理者のあり方
- (4) 安全対策：災害対策、不審者対策、感染症対策、個人情報取扱
- (5) その他：特別に支援が必要な園児と保護者への対応、特色ある教育・保育

4. 選定委員会（笠間市幼保連携型認定こども園の設置及び運営法人選定委員会）

- ・審査日 平成30年7月9日（月）
- ・応募法人数 1法人

5. 審査の結果

応募法人のプレゼンテーションとヒアリングにより、選定委員が応募の動機や特色ある教育・保育の内容、現在運営を行っています認定こども園等の運営実績の他、在園児の配慮として移行前の教育・保育の継承、子育てサロンの設置、子育てコーディネーターの配置、茨城女子短期大学保育科との連携、保護者負担金を現行額とする等、総合的に判断し『公私連携法人候補者』として決定いたしました。

6. 公私連携法人候補者

学校法人 大成学園 理事長 額賀 修一（水戸市五軒町）

現在法人が運営している教育施設

- ・大成女子高等学校（昭和4年創設）
普通科 398名・家政科 129名・看護科 125名看護専攻科 72名
- ・茨城女子短期大学（昭和42年創設）
表現文化学科在籍者 31名・保育科在籍者 175名
- ・認定こども園大成学園幼稚園（平成27年開園）
在園児 203名 ※昭和46年大成学園幼稚園開園 平成27年こども園へ移行
- ・大成学園額田保育園（平成27年開園）
在園者数 77名 ※額田保育園は、民営化により那珂市より移管

7. 本協定書の締結項目（根拠：認定こども園法第34条第2項）

- (1) こども園の名称及び所在地（施設の新名称）
- (2) 教育・保育・子育て支援事業に関する基本的事項（運営・事業の原則継承）
- (3) 施設の設備貸付に関する基本的事項（施設貸付に関する事項）
- (4) 協定の有効期間（平成31年4月1日より10年間）
- (5) 協定に違反した場合の措置（公私連携法人指定の取消）
- (6) その他、設置及び運営に関し必要な事項

8. 現こども園職員の扱い

- (1) 市職員
 - ・原則、公立保育所等へ配置
- (2) 臨時職員
 - ・公私連携法人の規定により職員として雇用予定

9. 今後のスケジュール

- H30.8 仮協定の締結
- H30.9 議案上程（財産貸付について）
- H30.10 本協定の締結
- H30.10～H31.3 本協定法人と引継業務/保護者への説明（公私連携法人と合同）
- H31.4 公私連携型認定こども園の開園